様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		雇用保険制度			

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、労働者災害補償保険制度の関係事業主を代表する者である太田忠文の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年６月10日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成28年６月20日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		労働者災害補償保険制度			

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成28年航空工場検査員国家試験

航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第39条の規定に基づき、平成28年航空工場検査員国家試験を行う場所、日時、受験願書の提出期限及びその他国家試験に関し必要な事項を次のとおり公示する。

平成28年６月10日

経済産業大臣　林　　幹雄

1　試験の日時　平成28年10月20日又は10月21日のうち指定する日。

なお、指定の日時は、受験願書を提出した者に対し通知する。

2　試験の場所　（試験地）　東京都

3　試験の種類

01　航空機国家試験
02　航空機用原動機国家試験
03　航空機用プロペラ国家試験
04　回転翼国家試験
05　降着装置国家試験
06　発電機国家試験
07　空気調和装置用機器国家試験
08　飛行指示制御装置国家試験
09　統合表示装置国家試験
10　航法用電子計算機国家試験
11　レーザージャイロ装置国家試験
12　回転翼航空機用トランスミッション国家試験
13　ガスタービン発動機制御装置国家試験

4　受験資格　特に限定しない。

5　受験手続

⑴　受験願書の提出先　経済産業省　製造産業局　航空機武器宇宙産業課　〒100―8901　東京都千代田区霞が関１丁目３番１号　電話　03―3501―1692（直通）

⑵　受験願書用紙及び受験案内の入手場所　受験願書の提出先において配布。

郵送で入手する場合は、１部の場合、切手140円（２部は205円、３部から４部は250円、５部から８部は400円）を貼り、住所・氏名及び希望部数を記載した返信用封筒（角形２号、Ａ４版が入る大きさ）を同封して、請求すること。なお、請求する封筒の表には「航空工場検査員／願書○部希望」と、裏には請求者の住所・氏名を必ず明記すること。

また、受験案内については、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp/）からダウンロードすることにより入手することもできる。

⑶　提出書類

ア　航空工場検査員国家試験受験願書（所要事項を記入し、本人の写真（申請日６月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦45ミリメートル、横35ミリメートルのもの）及び8,000円の収入印紙（受験手数料）を貼付したもの）

イ　航空機製造事業法施行規則第37条第１号から第４号までの各号の一つに掲げるものであって、当該各号に掲げる試験科目について免除の申請をするものは、同規則第38条に規定する書面

⑷　受験願書の提出期限　平成28年６月20日（月）から同年７月１日（金）まで（郵送による場合は、必ず「特定記録郵便」で郵送すること。また、締切期日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6　その他

⑴　受験願書その他受験に関する問合せは、受験願書の提出先に行うこと。

⑵　試験の詳細については、受験案内を参照のこと。

⑶　郵便事故等、志願者本人の責めに帰すことができない事由により、出願期間内に出願できなかった場合は、速やかに願書の提出先まで申し出ること。

なお、その際、郵便局の窓口で受け取った「書留・特定記録郵便物等受領書」が必要となるので大切に保管しておくこと。

平成28年度臭気判定士試験及び嗅覚検査における受験申請書の提出先変更について

悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（同法第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成28年４月１日付官報号外第78号で公示した平成28年度臭気判定士試験及び嗅覚検査における受験申請書の提出先について、次のとおり変更する。

平成28年６月10日　環境大臣　大塚　珠代

一　名称

公益社団法人におい・かおり環境協会

二　主たる事務所の所在地

変更前　東京都新宿区西新宿４丁目２番18号

変更後　東京都新宿区高田馬場２丁目14番２号

三　郵便番号

変更前　160―0023

変更後　169―0075

四　電話番号

変更前　03（5309）2422

変更後　03（6233）9011

五　変更年月日

平成28年６月10日

なお、受験申請書の提出先変更に関する問い合わせは、公益社団法人におい・かおり環境協会（変更後連絡先）に行うこと。

公　告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人池田静男の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成28年６月10日　　前橋地方法務局